



リーガル コンパス

弁護士法人神戸シティ法律事務所
弁護士 二宮 淳次
(兵庫県弁護士会所属)



第170回 共同親権制度

1 令和8年4月1日より、共同親権制度が導入されることになります。未成年者と取引するときに影響を及ぼす可能性のある「共同親権」とは一体何なのかということについてご説明させていただきます。

2 共同親権と単独親権

現行法は、離婚後の親権は単独親権とされていましたが、改正法では、単独親権と共同親権のいずれかを選択することができるようになります。この場合に、単独親権と共同親権に優劣関係はなく、「原則として」共同親権という訳ではありません。

また、現行法においては、離婚時に親権者を定めなければなりませんでしたが、改正法においては、親権者指定の調停・審判を申立てている場合には離婚時に親権者を定める必要はありません。

3 親権者の定め方

単独親権とするか共同親権とするか、単独親権とした場合に父母のいずれかを親権者とするかについては、父母の協議によって定めることになります。しかし、父母によって定めることができない場合には家庭裁判所が判断することとなります。この場合に家庭裁判所は、父または母の子どもに対する虐待の有無、父母間のDVの有無を判断し、これらが存在する場合には単独親権とすることになります。DVや虐待等が存在しない、または証拠

上明らかにならないような場合には、家庭裁判所は、父母が子の利益のために親権を適切に行使できるか、父母が協力できる関係にあるか、今後協力関係を構築できるかとの点から、共同親権とするか単独親権とするかの判断をすることになります。

4 共同親権制度下での親権行使

共同親権者は、原則として共同で親権を行ふことになりますが、常にこれを求めるに子どもの利益を害する事態が生じます。このため、①一方が親権を行うことができないとき、②監護及び教育に関する日常の行為をするとき、③子の利益のため急迫の事情があるとき、④特定の事項につき家庭裁判所で親権行使者を定めたとき、⑤監護者を定めた場合には、単独で親権を行ふことができるときとされます。このうち、④は新しい制度ですが、父母双方の親権行使が可能で、急迫の事情は無いものの、父母の協議がまとまらず、子の利益に重大な影響を及ぼすような契約が出来ない場合には、家庭裁判所に対し、特定事項についての親権行使者の指定を求めることができるという制度です。

単独親権者であるか、共同親権者であるか、共同親権者であった場合に単独での親権行使が可能であるかは、契約の有効無効に影響を与える可能性があります。判断が困難な場合には専門家へご相談されることをお勧めいたします。